

雲仙市男女共同参画推進条例(案)に対する意見対応一覧

	コメント	回答	条例素案修正
1	<p>第15条「毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする」とあります。情報など早急な変化を望まれる時代ですが、審議会を開催し報告書作成までのプロセスが1年単位で完成させるのは、大変な事と思われます。他の審議会も同様に年次報告が通例なのでしょうか。(実施状況の報告だけであれば、問題ありません)</p>	<p>第15条の年次報告書は、男女共同参画センターが毎年度行った事業や男女共同参画計画に定める目標に対する施策の進捗状況などについてまとめたものです。審議会の皆様にご意見をお聞きし、市民の皆さまに広く知っていただくため、ホームページ等で公開したいと考えております。なお、県の条例や他市の条例でも毎年の報告を規定しており、本市も年度ごとに事業実績について調査研究し、次年度につなげるため、毎年行いたいと考えております。</p>	<p>本コメントによる条例素案の修正はありません</p>
2	<p>第10条について附属機関等の委員を具体的に書かれた方が、分かりやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>附属機関とは地方自治法第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会などであり、現在設置されている附属機関のほか今後も設置されることがあるため具体的に記載することはできません。</p>	<p>本コメントによる条例素案の修正はありません</p>
3	<p>第10条について男女の比率が一方に偏らないようにとありますが、推定では、女性が多い会の委員などはないに等しいのではないと思われまますので此処では、女性が半数と書いた方が、読む人に分かりやすい。</p>	<p>附属機関によっては学識経験者などの任用が必要であり、性別によらず、専門性等を考慮して選任するため、男女が一方に偏らないようにすることを努力義務としております。</p>	<p>本コメントによる条例素案の修正はありません</p>

4	<p>第14条について 必要な情報収集及び調査研究を行うとありますが具体的にどんなことをしようとしているのでしょうか。</p>	<p>例えば、男女共同参画計画の策定にあたり、市内における実態調査のための市民アンケートを行い、市民の皆さまの考えや、市が抱える課題を把握したり、他市町の施策を参考にしたり、対策等を研究したうえで、市の計画や施策に生かしたいと考えております。なお、各種広報等を活用し、調査結果や研究結果について周知を図って参ります。</p>	<p>本コメントによる条例素案の修正はありません</p>
5	<p>その他 審議会員の男女の比率等を参考資料としてあげて欲しい。</p>	<p>審議会委員への女性の登用率につきましては、内閣府男女共同参画局において「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」として毎年度公表されております。</p>	<p>本コメントによる条例素案の修正はありません</p>
6	<p>その他 この条例は、市民によんでほしい条例だと思われ ますのでその文言は、もっと誰でも読める文言で、書いて欲しい。</p>	<p>可能な範囲においてわかりやすい表現に努めておりますが、法制執務上やむを得ない表現があります。条文の内容については、各種広報等を活用し、市民の皆様 にわかりやすくお伝えしていきたいと考えております。</p>	<p>本コメントによる条例素案の修正はありません</p>